二号又は第四号の請求をするには、登録福利厚生会社の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　（略）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　（略）

ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二号又は第四号の請求をするには、登録福利厚生会社の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　（略）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　（略）

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第一号ハの規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

○厚生労働省令第百二十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
（代理人）	（代理人）
第百四十五条　（略）	**第百四十五条**　（略）
2　事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。	2　事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出するとともに、当該代理人が使用すべき認印の印影を届け出なければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
3　事業主は、前項の規定により提出した届書に記載された事項であつて代理人の選任に係るものに変更を生じたときは、速やかに、その旨を当該代理人の選任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に届け出なければならない。	3　事業主は、前項の規定により提出した届書に記載された事項であつて代理人の選任に係るものに変更を生じたとき、又は当該代理人が使用すべき認印を変更しようとするときは、速やかに、その旨を当該代理人の選任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に届け出なければならない。
4・5　（略）	4・5　（略）

（傍線部分は改正部分）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（登録基準）	（登録基準）
第三条の五　厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。	**第三条の五**　厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　次に掲げる較正の信頼性の確保のための措置がとられていること。	三　次に掲げる較正の信頼性の確保のための措置がとられていること。
イ　較正の業務を行う部門に管理者が選任されていること。	イ　較正の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

（傍線部分は改正部分）